

---

## 施設提案募集型ネーミングライツ・スポンサー

---

### 質問に対する回答

Q. 以下の施設は対象となるか。

- 1 青森市営バス 東部営業所
- 2 青森市営バス 西部営業所

A. 当該施設は、公用施設に該当するため、ネーミングライツの対象外となります。

Q. 以下の施設は対象となるか。

- 1 青森競輪場

A. 当該施設は、ネーミングライツの対象となります。